

令和3年度 公文書開示（6月決定分）

凡整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
6	R3.4.8	R3.6.9	<ul style="list-style-type: none"> 東京都行政財産使用許可申請書(平成31年2月28日) 東京都行政財産使用許可書(平成31年3月12日付 30建三環管第714号) 東京都行政財産使用許可申請書(令和2年2月14日) 東京都行政財産使用許可書(令和2年3月27日付 31建三環管第507号) 東京都行政財産使用許可申請書(令和3年1月4日) 東京都行政財産使用許可書(令和3年2月9日付 2建三環管第397号) 	1		1													<p>(第7条第2号) 事業者の担当者氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。</p> <p>(第7条第3号) ・事業所の電話番号は、事業活動に関する情報であり、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・架空線をどのように配置すれば効果的・効率的に電波状況を改善できるかといった、事業者の技術的ノウハウや営業戦略に関する情報は、公にすることにより当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・架空線設計のノウハウに関する情報は、公にすることにより当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</p> <p>(第7条第4号) ・事業者の印影は、公にすることにより偽造等がなされ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・架空線の設置場所を特定できる情報、数量、使用目的等の技術的情報は、公にすることにより無線設備への危害活動が容易になるおそれがあるため。</p>	建設局 三環状道路整備推進部 管理課
7	R3.4.8	R3.6.9	<ul style="list-style-type: none"> 行政財産使用許可申請書(令和3年1月8日付) 東京都行政財産使用許可書(令和3年1月26日付 2三建庶第697号) 			1													<p>(第7条第2号) 事業者の担当者氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。</p> <p>(第7条第3号) ・事業所の電話番号は、事業活動に関する情報であり、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・架空線をどのように配置すれば効果的・効率的に電波状況を改善できるかといった、事業者の技術的ノウハウや営業戦略に関する情報は、公にすることにより当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・架空線設計のノウハウに関する情報は、公にすることにより当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</p> <p>(第7条第4号) ・事業者の印影は、公にすることにより偽造等がなされ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・架空線の設置場所を特定できる情報、数量、使用目的等の技術的情報は、公にすることにより無線設備への危害活動が容易になるおそれがあるため。</p>	建設局 東京都 第三建設事務所 庶務課

令和3年度 公文書開示（6月決定分）

凡整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
8	R3. 4. 8	R3. 6. 9	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月30日付2西公管第508号 東京都行政財産使用許可書 令和2年12月25日付 東京都行政財産使用許可申請書（更新） 			1													<p>(第7条第2号) 事業者の担当者氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。</p> <p>(第7条第3号) ・事業所の電話番号は、事業活動に関する情報であり、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・架空線をどのように配置すれば効果的・効率的に電波状況を改善できるかといった、事業者の技術的ノウハウや営業戦略に関する情報は、公にすることにより当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・架空線設計のノウハウに関する情報は、公にすることにより当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</p> <p>(第7条第4号) ・事業者の印影は、公にすることにより偽造等がなされ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・架空線の設置場所を特定できる情報、数量、使用目的等の技術的情報は、公にすることにより無線設備への危害活動が容易になるおそれがあるため。</p>	建設局 東京都 西部公園緑地事務所 管理課
9	R3. 5. 28	R3. 6. 10	綾瀬川護岸耐震補強工事(その253) <ul style="list-style-type: none"> 数量計算書 共通仮設費積上分算定根拠 発生材売却費算定根拠 質問回答書 工事成績評定表 工事成績評定項目別評定表 検査成績評定表(土木) 検査成績評定項目別評定表(土木) 	1		1														建設局 河川部 改修課
10	R3. 5. 28	R3. 6. 10	綾瀬川護岸耐震補強工事(その255) <ul style="list-style-type: none"> 数量計算書 共通仮設費積上分算定根拠 質問回答書 工事成績評定表 工事成績評定項目別評定表 検査成績評定表(土木) 検査成績評定項目別評定表(土木) 	1		1														建設局 河川部 改修課

令和3年度 公文書開示（6月決定分）

凡整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
11	R3. 5. 14	R3. 6. 11	原因者負担金の納付について(多摩川水系一級河川入間川東京都調布市東つつじヶ丘二丁目付近)及び補償金額算出根拠	1	1															建設局 河川部 指導調整課
12	R3. 5. 14	R3. 6. 11	令和3年4月26日付03北南建管第26号入間川分水路の調査結果について 測量調査結果に係る文書		1															建設局 河川部 防災課
13	R3. 4. 16	R3. 6. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結請求書 ・ 指名競争入札による工事請負契約の締結について ・ 契約締結決定等通知書 ・ 工事請負契約書 ・ 前払金請求確認書 ・ 工事着手届 ・ 現場代理人及び主任技術者通知書 ・ 総価契約単価の合意について(通知) ・ 支出命令書 ・ 現場代理人変更通知書 ・ 契約内容変更決定通知書(30財経一第3110号) ・ 確定額登録確認書 ・ 契約内容変更決定通知書(31財経一第719号) ・ 橋脚内部(橋梁構造)塗装面積集計表 ・ 工事完了届 ・ 工事検査調書 ・ 中間検査要領書 ・ 竣工検査要領書 ・ 工事記録写真 ・ 許可申請書(河川法第24・26条) ・ 道路工事等協議書 	1		1													<p>(第7条第2号) 個人氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、印影、顔写真、車両ナンバー、給与所得等に係る情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(第7条第3号) 船名は、事業活動に関する情報であり、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</p> <p>(第7条第4号) 法人その他の団体の印影は、公にすることにより偽造等がなされ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	建設局 東京都 第一建設事務所 補修課
14	R3. 5. 31	R3. 6. 14	仙台堀川護岸耐震補強工事(その6)第2回設計変更 設計書類一式	1	1															建設局 河川部 改修課

令和3年度 公文書開示（6月決定分）

凡整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
15	R3.5.31	R3.6.14	都道「五日市街道」の武蔵野市内の区間のうち、武蔵野八幡宮交差点以東部分で、当該道路の幅員や形状等が記録された図面（現況側量図などで、縮尺1/500乃至は1/2500程度以上のもの）。そして、都市計画道路【武3・4・10】の計画路線が表記されているもので、以下のものについて開示くださるよう求めます。 ①昭和30年代のもの ②昭和40年代のもの ③平成10年第のもの					1											道路の幅員や形状等が記録された図面について、実施機関において作成はしているが、基準点の変更等があるたびに過去のものを更新していくため、請求された年代の公文書は現在存在しない。また、都市計画道路【武3・4・10】の計画路線が表記されているものについては、決定当時である昭和30年代の都市計画決定権者が建設大臣だったため、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。昭和40年代、平成10年代についても実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 東京都 北多摩南部建設事務所 管理課
16	R3.6.3	R3.6.16	総武陸橋長寿命化工事(その7) 第一回設計変更 設計書類一式	1	1															建設局 東京都 第五建設事務所 補修課
17	R3.6.4	R3.6.17	放射第23号線交差点予備設計 報告書 平成26年3月 ・交差点の需要率の算出 放射第23号線(松原)交通量推計 報告書 平成26年12月 ・交差点解析結果	1	1															建設局 道路建設部 計画課
18	R3.6.9	R3.6.17	石神井川新柳橋架替に伴う仮橋設置工事その2 第3回設計変更 ・変更種別内訳書 ・代価明細表	1	1															建設局 河川部 改修課
19	R3.6.17	R3.6.21	神田川整備工事に伴う宮前橋PCけた制作・架設工事 設計書類一式	1	1															建設局 東京都 第三建設事務所 工事第二課
20	R3.6.11	R3.6.24	都道調布経堂停車場線(補助第54号線(上祖師谷)) 道路構造の概要(イメージ図)	1	1															建設局 東京都 第二建設事務所 工事第一課

令和3年度 公文書開示（6月決定分）

凡整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
21	R3. 6. 11	R3. 6. 25	・平成30年12月28日付 道路占用許可申請書 ・平成31年3月29日付 道路占用許可書	4		1														(第7条第2号) 申請の担当者の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (第7条第4号) 申請者である団体の印影は、公にすることにより、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 東京都 第四建設事務所 管理課
22	R3. 6. 11	R3. 6. 25	・ハッピーロード大山商店街振興組合 (板橋区)が、アーケード設置のため、 東京都に申請した道路占用許可申請書 と占用の条件が書かれた文書(アー ケードが建設された昭和53年当時のもの) ・ハッピーロード大山商店街振興組合 (板橋区)が、補助26号線事業に差し障 るアーケード部分の解体を東京都に約 束した昭和53年当時の文書					1												当該公文書は当時取得し作成したものであるが、保存期間満了により既に廃棄済みで現在は存在しない。	建設局 東京都 第四建設事務所 管理課
23	R3. 6. 14	R3. 6. 25	・都市計画公園の事業計画認可につ いて(申請)(練馬城址公園)(3建公計第 54号) ・令和3年5月20日付国関整計管認東 第1号 ・令和3年5月20日付国関整計管認東 第1号の2 東京都市計画公園事業の 認可について(通知) ・都市計画公園事業の認可につ いて(通知)(練馬城址公園)(3建公計第117 号)	1	1																建設局 公園緑地部 計画課
24	R3. 6. 21	R3. 6. 29	土砂災害防止に関する基礎調査(急傾 斜地の崩壊)(急傾斜地の崩壊区域調 査) 201040-K005(個人情報を除く)	1	1																建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 工事課
25	R3. 6. 22	R3. 6. 29	土砂災害防止に関する基礎調査(急傾 斜地の崩壊)(急傾斜地の崩壊区域調 査) 212004-K138(個人情報を除く)	1	1																建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 工事課
26	R3. 6. 21	R3. 6. 30	小平市鈴木町一丁目109-12、-11、 -10、-5の道路区域標示の証明図面	1	1																建設局 東京都 北多摩北部建設事務所 管理課

